

被扶養者認定資料 (1認定対象者に1枚)

被保険者証の

[認定対象者の収入の条件]

◇同居の場合

認定対象者の収入が、130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、180万円未満)で、被保険者の年収の2分の1未満であること。

◆別居の場合

認定対象者の収入が、130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、180万円未満)で、被保険者からの援助額より小額であること。

記号 **4567** 番号 **500**

被保険者氏名 **屋外 三郎**

申請対象者氏名 **屋外 陽子**

年齢 **30** 歳) 続柄 **妻**)

①扶養するに至った理由(具体的に記入してください。)

退職の為

下記事項の②～⑤について有・無に○で囲んでください。

②年金等(老齢年金・遺族年金・障害年金・恩給など)の受給

有 ・ **無** 有の場合、直近の年金振込通知書(ハガキによる通知)の写を添付。

③失業給付金(雇用保険)の受給、傷病手当金、出産手当金の受給

有 ・ **手続き中** ・ 無 給付金を受給できない期間は被扶養者となります。但し、基本手当や給付金の日額が3,611円以下(60歳以上の場合は4,999円以下)の方は、受給中でも被扶養者になれます。

④勤労収入

有 ・ **無** 有の場合、直近の3カ月間分の給与明細の写、または源泉徴収票の写を添付。

⑤個人事業主(自営業者、フリーライター、アパート経営など)としての収入

有 ・ **無** 有の場合、次を添付。
・確定申告書の写および収支内訳書または青色申告決算書の写

⑥上記②～⑤について **無** の場合、非課税証明書または無職無収入証明書[事業主証明]

を添付。(中学生以下又は学生は除く)

★学生の場合:学生証の写(有効期限記載欄含む)、または在学証明書を添付。

★退職の場合:離職票の写、または退職証明書などを添付。(退職日を確認できる書類)

⑦認定対象者と被保険者が別居している場合は次を添付。

★単身赴任の場合:単身赴任証明書[事業主証明]

★単身赴任以外の場合:送金を確認できる書類(毎月定期的に手渡し以外の方法で送金していること)
例:振込明細の写や通帳(表紙および取引内容ページ)の写など直近3ヶ月分

⑧共働き夫婦が共同して扶養している場合は次を添付。(夫婦の年間収入が多い方の被扶養者とするため)

★被保険者の配偶者の収入証明

例:産休取得前の給与明細3ヶ月分の写および直近の源泉徴収票の写

⑨これまで加入していた健康保険について、㊶㊷のいずれかに○をして、以下の★欄も記入してください。

㊶国民健康保険 **㊷国民健康保険以外の健康保険(名称: **▲▲健康保険組合**)**

★加入期間(平成26年4月1日)～(令和2年2月28日) ★退職した場合は退職日(令和2年2月28日)

★旧健康保険証の記号番号(**999 - 98765**)

※上記以外にも添付書類が必要な場合がありますので裏面をご確認ください。

※個人情報の取り扱いについて:この認定資料の記載内容及び添付書類については、被扶養者認定の適否を確認することを利用目的として厳守し、他の目的には使用いたしません。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合